1　処分をした年月日　平成25年５月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日本医化器械製作所　雉鼻　一郎　大阪府大阪市西区江戸堀１―22―38　国土交通大臣許可（般―21）第20659号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年７月24日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年５月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ナイスユニテック株式会社　勝間田清敏　京都府京都市南区上鳥羽大柳町41　国土交通大臣許可（般特―24）第24533号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年７月24日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年５月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社門真建設工業　阿部　耕治　大阪府門真市上野口町12―９　国土交通大臣許可（特―22）第21379号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年７月24日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年５月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　柳生設備株式会社　福地　文雄　大阪府大阪市北区南森町２―４―32　国土交通大臣許可（般特―24）第20256号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年７月24日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年５月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アドワーク　吉田　　肇　大阪府大阪市西区京町堀１―15―９　国土交通大臣許可（般―24）第24718号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年７月24日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年６月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　阪神道路開発株式会社　田村　宏樹　兵庫県神戸市兵庫区大開通６－３―13　国土交通大臣許可（般特―21）第7450号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年６月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年７月24日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年６月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新北浦商事株式会社　真鍋　　有　兵庫県姫路市飾磨区恵美酒309　国土交通大臣許可（般―20）第22847号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年６月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年７月24日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年６月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三社エンジニアリングサービス　本夛　宏彰　大阪府大阪市東淀川区西淡路４―24―７　国土交通大臣許可（般―22）第14910号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年６月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年７月24日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年６月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　浅川道路株式会社　山﨑　　充　和歌山県和歌山市小松原通３―69　国土交通大臣許可（特―23）第176号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年６月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。